(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	A	八・〇五～二九・〇〇メートル	五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	二五・三〇～二八四・八〇	五・二〇四	
	A	八・〇五～二九・〇〇	五・二八一	
	後 B・C・D・E	二五・三〇～二八四・八〇	五・二〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏五二六番一まで	前 A	八・五〇～三〇・五〇メートル	一二・五二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二四・三〇～一三五・四〇	三・七五〇	
	後 A	八・五〇～三〇・五〇	一二・五二〇	
	B	二四・三〇～一三五・四〇	三・七五〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び百九十二号　西条市飯岡字六地蔵一九九九番二から同市飯岡字中之地三八三二番三まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二日

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
深川市幌内四番地内	前	一八・八二～二七・五四メートル	〇・一四五キロメートル
	後	一八・八二～三一・四六	〇・一四五
深川市幌内七番地内	前	二〇・三四～二二・三一	〇・〇二六
	後	二〇・三四～二八・九五	〇・〇二六
深川市幌内八番から同市幌内一四番まで	前	一八・八一～二九・一五	〇・一二九
	後	一八・八一～二五・二一	〇・一二九
深川市幌内一四番から同市幌内八番まで	前	二四・八〇～三二・二〇	〇・一〇二
	後	二四・八〇～四六・六〇	〇・一〇二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十二号及び二百七十四号　北海道中川郡本別町北五丁目一番一〇地内　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年四月二日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

米代川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を次のように指定し、平成二十四年四月十二日から施行する。

平成二十四年四月二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　水域

水系名	河川名	水域番号		
米代川	小又川	十五	左岸	秋田県北秋田市森吉字橋岱七十六―二十六地先の標柱一号
			右岸	同市森吉字橋場岱百十二―十五地先の標柱二号
	桐内沢川		左岸	秋田県北秋田市森吉字樋ノ上四十八地先の標柱五号
			右岸	同市森吉字馬立場一―十三地先の標柱六号
	小又川		左岸	秋田県北秋田市森吉字桐内家ノ上エ岱四―二地先の標柱四号
			右岸	同市根森田字上悪戸八―四十一地先の標柱三号

から

まで

二　通航方法

水系名	河川名	水域番号	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度
米代川	小又川	十五	舟	標柱一号・二号と赤標柱の見通し線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下